

入間東部地区消防組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての要旨

入間東部地区衛生組合が平成30年3月31日に解散することに伴い、平成30年4月1日から、入間東部地区消防組合の共同処理する事務にし尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処理に関する事務並びに火葬場及び斎場の設置及び管理に関する事務を加え、同組合規約を変更することについて規定するもの。

1 組合の名称

「入間東部地区消防組合」から「入間東部地区事務組合」に改める。

2 共同処理する事務

(1) 消防に関する事務

(2) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）により、組合市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの

ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務

ウ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務

(3) し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処理に関する事務

(4) 火葬場及び斎場の設置及び管理に関する事務

3 組合市町の負担金の割合

【新規の負担割合】

(1) 共通経費（議会費等）

ア 均等割 20%

イ 人口割 80%

【以下の経費は従前のおり】

(2) 消防に関する事務に係る経費

- ア 均等割 20%
 - イ 前年度普通地方交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額割 80%
- (3) し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処理に関する事務に係る経費
- ア 均等割 20%
 - イ 人口割 50%
 - ウ 処理人口割 30%
- (4) 火葬場及び斎場の設置及び管理に関する事務に係る経費
- ア 設置に係る経費
 - (ア) 人口割 80%
 - (イ) 組合市町割 20%
 - イ 管理に係る経費 人口割 100%

附 則

4 施行期日

平成30年4月1日から。ただし、負担金割合の特例及び任期の特例等の経過措置に関する規定の施行は、埼玉県知事の許可のあった日から。

5 負担金の割合の特例

組合の経費に係る負担金の割合のうち、組合と入間東部地区衛生組合との統合に関する経費に係る負担金の割合は、以下のとおり。

- (1) 均等割 20%
- (2) 人口割 80%

上記に掲げる人口割の人口は、平成28年10月1日現在において住民基本台帳法の定めるところにより住民基本台帳に記録されている者の数とする。

6 任期の特例

埼玉県知事の許可のあった日から組合の議員である者及び監査委員である者（識見を有する者のうちから選任された者を除く。）の任期は、平成30年3月31日までとする。

7 事務及び財産の承継

組合は、入間東部地区衛生組合の事務及び財産を承継する。

入間東部地区消防組合格約新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>入間東部地区事務組合格約</u></p> <p>(名称)</p> <p><u>第1条</u> この組合は、<u>入間東部地区事務組合</u>(以下「組合」という。)という。</p> <p>(組織)</p> <p><u>第2条</u> 組合は、富士見市、ふじみ野市及び三芳町(以下「組合市町」という。)を<u>もって</u>組織する。</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p><u>第3条</u> 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処理に関する事務</u></p> <p><u>(4) 火葬場及び斎場の設置及び管理に関する事務</u></p> <p>(事務所の位置)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(議会の組織)</p>	<p style="text-align: center;"><u>入間東部地区消防組合格約</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 総則</u></p> <p>(目的)</p> <p><u>第1条</u> この組合は、富士見市、ふじみ野市及び三芳町が広域にわたる消防業務を計画し、実施することを目的とする。</p> <p>(名称)</p> <p><u>第2条</u> 組合は、<u>入間東部地区消防組合</u>(以下「組合」という。)という。</p> <p>(組織)</p> <p><u>第3条</u> 組合は、富士見市、ふじみ野市及び三芳町(以下「組合市町」という。)を<u>もって</u>組織する。</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p><u>第4条</u> 組合は、<u>次の各号</u>に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(事務所の位置)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 議会</u></p> <p>(議会の組織)</p>

第5条 組合の議会の議員(以下「組合の議員」という。)の定数は、15人とし、その選出の区分は、次のとおりとする。

富士見市 5人

ふじみ野市 5人

三芳町 5人

(議員の選挙)

第6条 組合の議員は、組合市町の議会において、それぞれその議会の議員の中から選挙する。

2 前項の規定による選挙が終わったときは、組合市町の議会の議長は、当選人に当選の旨を告知するとともに、組合の管理者に報告しなければならない。

3 (略)

(議員の任期及び失職)

第7条 (略)

2 (略)

3 組合の議員が組合市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(議員の補欠選挙)

第8条 (略)

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の選挙に準用する。

(執行機関の組織)

第6条 組合に議会を置く。

2 組合の議会の議員(以下「組合の議員」という。)の定数は、15人とし、その選出の区分は、次のとおりとする。

富士見市 5人

ふじみ野市 5人

三芳町 5人

(議員の選挙)

第7条 組合の議員は、組合市町の議会において、議員の中から選挙する。

2 前項の規定による選挙が終わったときは、組合市町の議会の議長は、当選人に当選の旨を告知するとともに、組合の管理者に報告しなければならない。

3 (略)

(任期及び失職)

第8条 (略)

2 (略)

3 組合の議員が組合市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補欠選挙)

第9条 (略)

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の選挙に準用する。

第3章 執行機関

(執行機関の組織)

第9条 (略)

2 (略)

3 副管理者は、管理者以外の組合市町の長をもってこれに充てる。

(管理者及び副管理者の任期)

第10条 (略)

(管理者及び副管理者の職務)

第11条 (略)

(会計管理者)

第12条 (略)

2 会計管理者は、組合市町の会計管理者のうちから管理者が任免する。

(職員)

第13条 組合に職員を置く。

2 (略)

(監査委員)

第14条 (略)

2 (略)

3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任された者については組合の議員としての任期によるものとし、識見を有するものうちから選任された者については4年とする。

(経費の支弁方法)

第15条 組合の経費は、組合のそれぞれの事業により生ずる収入その他の収入をもって当該事業ごとに充て、なお不足があるときは、当該事業ごとに組合市町の負担金をこれに充てるものとする。

2 前項に規定する組合市町の負担金の割合は、次のとおりとする。

第10条 (略)

2 (略)

3 副管理者は、管理者以外の組合市町の長をもってこれに充てる。

(任期)

第11条 (略)

(管理者及び副管理者の職務)

第12条 (略)

(会計管理者)

第13条 (略)

2 会計管理者は、組合市町の会計管理者のうちから任命する。

(職員)

第14条 組合に消防吏員その他職員を置く。

2 (略)

(監査委員)

第15条 (略)

2 (略)

3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任された者については、組合の議員としての任期によるものとし、識見を有するものうちから選任された者については、4年とする。

(1) 共通経費（次号から第4号までに掲げる経費を除く経費をいう。）

ア 均等割 20%

イ 人口割 80%

(2) 第3条第1号及び第2号に掲げる事務に係る経費

ア 均等割 20%

イ 前年度普通地方交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額割 80%

(3) 第3条第3号に掲げる事務に係る経費

ア 均等割 20%

イ 人口割 50%

ウ 処理人口割 30%

(4) 第3条第4号に掲げる事務に係る経費

ア 設置に係る経費

(ア) 人口割 80%

(イ) 組合市町割 20%

イ 管理に係る経費 人口割 100%

3 前項第1号イ、第3号イ並びに第4号ア(ア)及びイに規定する人口割の人口は、前年の10月1日現在において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の定めるところにより住民基本台帳に記録されている者の数とする。

4 第2項第3号ウに規定する処理人口割の人口は、前年の10月1日現在における処理人口とする。

5 第2項第4号ア(イ)に規定する組合市町割は、富士見市及び三芳町にあってはそれぞれその4分の1を、ふじみ野市にあってはその4分の2を負担

するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の規定により埼玉県知事の許可のあつた日から施行する。

(経費の支弁の特例)

- 2 第15条の規定にかかわらず、非常備消防及び消防水利の施設に要する経費については、当分の間当該組合市町の負担とするものとする。

第4章 経費

(経費の支弁方法)

第16条 組合の経費は、組合市町の負担金及びその他の収入をもつて充てる。

- 2 前項の負担金の割合は、次のとおりとする。

(1) 均等割 20%

(2) 前年度普通地方交付税に係る消防事務に要する基準財政需用額割 80%

(地方自治法の準用)

第17条 この規約に規定すべき事項で、この規約に定めないものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)中、市に関する規定を準用する。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法第284条第1項の規定により埼玉県知事の許可のあつた日から施行する。

- 2 第16条の規定にかかわらず、非常備消防及び消防水利の施設に要する経費については、当分の間当該組合市町の負担とするものとする。